

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
の翌日)

目次
◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九十号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一第百九十四号の次に次の三号を加える。

- 百九十四の二 宅地建物取引主任者資格試験手数料 千円
- 百九十四の三 宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料 八千円

百九十四の四 積立式宅地建物販売業の許可申請手数料 三万円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

2 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号中(50)を削り、(51)を(50)とし、以下一ずつ繰り上げる。